

令和4年度

冬期間交通確保計画書 (道路除雪)



石川県輪島市役所

TEL. (0768) 22-2211 (代表)

建設部 土木課
TEL. (0768) 23-1151 (直通)
FAX. (0768) 23-1198

門前総合支所 地域整備課
TEL. (0768) 42-8722 (直通)
FAX. (0768) 42-0594

除 雪 計 画 書

第 1. 目 的

この計画は、「石川県冬期交通確保計画」基本方針に基づき、冬期間における市道について除雪を実施し、交通機能を確保することにより、民生の安定と産業・経済の振興を図ることを目的とする。

第 2. 組 織

1. 道路除雪対策本部の設置期間は11月1日から翌年3月31日までとする。
2. 道路除雪を実施するため、道路除雪対策本部を設置する。

道路除雪対策本部 組織図 別 図 ①

3. 本部長は、本部事務を統括し指揮監督する。
4. 副本部長は本部長を補佐し、総務班と実施班を指揮監督する。
5. 総務班長は、除雪実施以外の諸事について指導監督する。
6. 実施班長は、市内道路除雪を指揮監督する。
7. 除雪体制が雪害対策体制となったときは、雪害対策本部を設置し、奥能登土木総合事務所に開設されている地域防雪連携本部と情報連携をするとともに、情報連絡員の派遣を受け、情報収集や連携体制の強化を図る。

雪害対策本部 組織図 別 図 ②

第 3. 除雪体制

除雪体制は次のとおりとする。

除雪体制	降積雪の状況	組織名	
平常体制	・第1種路線において積雪量が10cm以上に達したとき。 第2・3種路線においては、積雪・気象状況により判断 ・実施班長が交通に支障をきたすと判断したとき。	道路除雪 対策本部	・除雪車で除雪
警戒体制	・大雪警報が発令されたとき。 ・積雪状況を勘案し除雪業務を強化する必要があると 本部長が認めたとき。		・除雪車で除雪 ・排雪機械の確保 ・準雪害対策体制の準備
準雪害対 策体制	・輪島観測所で警戒積雪深を超えた、もしくは超える と予想されるとき。 ・積雪状況を勘案し市街地排雪業務を強化する必要が あると本部長が認めたとき。		・除雪車で除雪 ・排雪作業実施 ・雪害対策体制の準備
雪害対策 体制	・輪島観測所で警戒積雪深を大幅に超え、主要幹線に おける積雪状況、その他を勘案し、緊急事態に陥る 恐れがあると判断したとき。	雪害対策本部	・除雪車で除雪 ・排雪作業実施 ・緊急路線の確保

※ 輪島測候所の警戒積雪深 40cm

第4. 除雪路線

除雪路線は、車両交通量、物資の輸送、民生安定、その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分とする。ただし、幅員3.5m以上を有する道路を原則とする。

除雪計画路線 N=838路線 L=465.3km (うち雪寒指定路線 N=216路線 L=249.2km)

1. 第1種路線

民生安定のための除雪が必要であり、かつ除雪作業が可能な道路

(1) 雪みちネットワーク路線

市役所前通線(L=1,040m)、病院前通線(L=350m)、久手川塚田線(L=624m)、館本市線(L=620m)、清水道下線(L=130m)を指定

※ 大雪時には、雪みちネットワーク路線について、石川県と連携して早期かつ連続的な除雪を行うことにより、幹線道路及び病院、消防署へのアクセス道路を確保する。

(2) 緊急輸送道路

(3) バス路線

(4) 国県道より各集落へ通じる幹線道路、集落内の主要道路

(5) 以下の施設へ通じる道路

輪島市役所、奥能登土木総合事務所、

輪島消防署、輪島クリーンセンター、輪島クリーンセンター宅田分場、

ふらっと訪夢バスターミナル、輪島病院【雪みちネットワーク路線と重複】

門前総合支所、輪島消防署門前分署【雪みちネットワーク路線と重複】、門前町各地区分団施設、

輪島市穴水町環境衛生施設組合、(有)門前生活環境、北鉄奥能登バスターミナル

2. 第2種路線

通学・防災のための除雪が必要であり、かつ除雪作業が可能な道路

(1) 以下の学校へ通じる道路、また通学のためのスクールバス路線

鳳至小学校、河原田小学校、大屋小学校、町野小学校、輪島中学校、東陽中学校

輪島高校稲舟校舎、輪島高校

門前中学校、門前高校、門前東小学校、門前西小学校、松風台保育園、くしひ保育園

(2) 輪島市地域防災計画における災害時重要避難路線

3. 第3種路線

第1種路線、第2種路線以外の市長が必要と認めた除雪作業が可能な道路

4. 市街地排雪路線

深刻な積雪の際、市街地の市民生活を確保するため、排雪必要かつ除雪困難な道路

道路特性と優先順位により、以下の種別に分けられる。

- (1) 第一次排雪路線・・・都市機能確保のため排雪が優先される道路
《対象物》市街地バス路線、医療機関
- (2) 第二次排雪路線・・・日常生活確保のため排雪が優先される道路
《対象物》学校、保育施設、福祉施設、タクシー会社、避難所
- (3) 第三次排雪路線・・・日常生活確保のため排雪が必要な道路
《対象物》通行量の多い路線
- (4) 第四次排雪路線・・・第一次から第三次排雪路線以外の市長が認めた路線

5. 消雪施設設置路線

三井駅前通線、鳳至町河井町線、駅前大平線、栗蔵通線

6. 歩道除雪路線

歩道設置路線で、幅員1.0m以上の歩道

7. 凍結防止剤散布路線

路面凍結により危険な区間

第5. 除雪実施要領

- 1. 第1種路線は、積雪量が10cmに達したとき実施
- 2. 第2種路線は、積雪量の状況により実施
- 3. 第3種路線は、積雪量と気象状況を考慮して実施
- 4. 除雪体制が準雪害対策体制となった場合は、第1種路線から優先して除雪作業を実施
降雪が続く場合、優先順位において下位路線の除雪が完了せずとも、上位路線の除雪を優先
- 5. 市街地は、町内単位で住民により実施

ただし、除雪体制が準雪害対策体制となり本部長が必要と判断し、かつ以下の基準を満たした場合において、町内の協力を得て市街地排雪路線の排雪を実施

- (1) 第一次排雪路線・・・圧雪・残雪の状況により、バスが交通困難となる場合
- (2) 第二次排雪路線・・・圧雪・残雪の状況により、対象施設へのアクセスが困難となる場合
- (3) 第三次排雪路線・・・対象路線の交通が困難となる場合
- (4) 第四次排雪路線・・・警戒積雪深40cmを超え、対象路線の交通が著しく困難となる場合

降雪が続く場合、優先順位において下位路線の排雪が完了せずとも、上位路線の排雪を優先

- 6. 歩道除雪は、積雪量の状況により実施(20cm程度以上)
- 7. 凍結防止剤散布は、気象情報等により気温が0℃以下になると予想されるとき。

または、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されるとき。

8. 一軒家などの除雪要因が限られる路線に関しては、地域住民と協議の上、他部局と連携し除雪以外の方法も検討する。

第6. 除雪準備及び使用機械

1. 市有機械

輪島市管理の除雪機械は、11月1日以降出動できるよう、整備を完了させ待機

2. 民間所有機械

民間所有機械の保有状況を調査し、借上契約を締結する等、民間の協力体制を確立しておく。

3. 除雪作業の危険防止のため、除雪路線の必要な箇所にスノーポールを設置する。

第7. 雪捨場所

管理区分	場 所
石 川 県	輪島港 (河井町いこいの広場横)
	黒島海岸 (門前町黒島)
	町野川左岸下流 (明治橋詰)
	町野川右岸上流 (桶戸橋詰)

管理区分	場 所
輪 島 市	鳳至川右岸 (市役所前三角州)
	町野川右岸 (旧町野高校横)
	塚田海岸 (旧稲忠漆芸会館前)

第8. 地域住民への情報提供

1. 輪島市ホームページに除雪機械出動基準及び、大雪による通行制限等を掲載することにより住民に除雪情報を周知する。
2. 大雪警報時には、ケーブルテレビ及び防災無線で不要不急の外出を控えるよう放送する。
3. 市政懇談会等で除雪優先順位や排雪基準を説明し、町単位による住民除雪体制構築を促す。
4. ホームページ、広報を活用し、除雪時の自宅前雪塊除去や市街地除雪など、住民の責任範囲を明確にし、円滑な除雪作業のための理解を求める。

第9. 自助・共助による除雪の意識啓発

1. 小型除雪機購入補助制度（平成30年度創設）を活用することにより、地域住民の自発的な除雪を促進するよう努める。